

第 17 章 第 15 章及び第 16 章の意見についての事業者の見解

第 17 章 第 15 章及び第 16 章の意見についての事業者の見解

17.1 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と事業者の見解

第 15 章で示した「環境の保全の見地からの意見」についての事業者の見解は、表 17.1-1(1)～(6)に示すとおりである

表 17.1-1(1) 環境の保全の見地からの意見についての事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
1	①評価書が承認されて、4,5 年の工事が終了した動植物の事後調査のお願いは説明会でしましたが、工事中の特にハクチョウの飛来数調査はして頂き、対応、対策をその都度して頂けますよう要望致します。	常時水面を有する北側調整池の工事期間は約 3 年を計画しております。 工事期間中についても、コハクチョウの飛来等の調査を行い、学識者等と協議しながら、保全措置の検討などを行ってまいります。
	②工事中の騒音、交通量増に対する地域住民の声をきちんと聞いて下さい。	工事期間中において、近隣住民から苦情などが発生した場合には、その内容に応じて適切な保全措置を検討いたします。
	③完成後の調整池が、ハクチョウにとり不都合が生じた場合には細心の配慮をして頂きたい。	保全すべき種については、現地調査により施設の供用後における生息状況を把握したうえで、必要に応じて適切な保全措置を講じます。
2	(1)「越辺川右岸地区自然共生地域づくり推進協議会」の設置について 希少猛禽類やコハクチョウ、キツネ等の保護対象動物は、越辺川右岸河川区域と接する 3 つの事業区域を一体的に利用して繁殖や越冬している実態がこれまでの私たちの調査で明らかであるため、今後の環境保全措置の検討・実施に際しては、坂戸市・荒川上流河川事務所・埼玉県の各事業者と環境保護団体、地元関係団体、学識者等で構成する「越辺川右岸地区自然共生地域づくり推進協議会」を早期に設置して、合意形成を図りながら着実に取組んでいく推進体制を環境影響評価書に明記していただきたい。	本事業のほか、周辺地において国及び県による治水事業が計画され、これらの事業では治水・環境・地域振興の実現を両立させる「グリーンインフラとしての多重防御治水」を進めていくことが公表されています。本市では、準備書(p609-610)に記した通り、平成 28 年に「(仮称)坂戸市小沼地区自然共生地域づくり検討協議会(準備会)」を開催し、学識者や関係団体等と環境保全措置等の検討を行い、その後の隣接事業地区との連携も含めて「生物多様性の保全・活用対策に関するコンセプト」としてまとめ、記載しております。このコンセプトの具体化を図るためにも、現在検討が進められております「(仮称)越辺川右岸地区自然共生地域づくり推進協議会」の設置につきましては、本市も重要な取組であると考えておりますが、国や県による隣接事業の進捗に差異などがあるため、各事業機関が参加する協議会開催にはまだ調整が必要な現状と伺っております。 自然共生型地域づくりの実現に向け、様々な主体の連携による一体的な取組の推進は重要であるため、当面は本事業地区を対象とした生物多様性対策を検討する場の実施に向け調整を進めていきたいと考えております。

表 17.1-1(2) 環境の保全の見地からの意見についての事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
2	<p>(2)調整池や公園緑地等の重要整備箇所の詳細対策の検討と提示について</p> <p>土地区画整理事業の生物多様性対策では、以前から指摘されているように調整池や公園緑地の整備内容が特に重要な課題になると思われるので、コハクチョウや猛禽類等の生息に有効となる、より詳細な池や緑地の多自然型の構造を、環境影響評価書に示していただきたい。また、区画整理事業では各施設の整備箇所ごとに、坂戸市の関係各課による検討や対応が行われると思うので、準備会の段階で合意されていた「自然共生地域づくり」の趣旨徹底や、環境政策の新たな世界目標である「ネイチャーポジティブ」の理解を図ったうえで、関係各課を推進協議会に参加させていただきたい。</p>	<p>本事業において整備する調整池及び公園緑地には、様々な動植物への配慮として、調整池における常時湛水エリアの確保、公園への湿性緑地ゾーン等の整備、在来種を中心とした様々な樹木の整備等を行う計画です。</p> <p>現在、詳細な構造について、土地区画整理予定事業者を含め検討を進めており、今後の実施設計の中で進捗に応じて評価書にて記述の追記を行ってまいります。</p> <p>当該事業における環境対策について、今後も学識者と環境保護団体等と協議の上評価書段階での記載については、対応する予定です。</p> <p>また、協議会への関係各課の参加につきましては、議題及び取り組み内容等に応じて所管課を交えた対応が必要だと認識しておりますので、適宜対応する予定です。</p>
	<p>(3)企業連携による「緩衝緑地帯」のビオトープ整備の実現について</p> <p>準備書では、「区画整理によって造成した3区画の企業用地外周部に、5m～20m幅の「緩衝緑地帯」を設け植栽することが記されている。この敷地内に、生物多様性コリドーとして機能する緑地をいかに創出するかは、重要な環境保全措置のひとつと考えらえる。そのため、単に企業に委ねると外来園芸植物の植栽による従来型の緑地になるため、敷地内緑化を生物多様性に適する「ビオトープ整備モデル」を提示して、ネイチャーポジティブに向けた企業連携を実現していただきたい。</p>	<p>緩衝緑地帯については、地区計画にて定めるとともに、条例化により適正に確保できるよう努めてまいります。</p> <p>また、生物多様性に資する緑地の確保につきましては、「植栽樹種は計画地及び周辺地域における現存植生、鳥類や昆虫類の餌となる樹種等から選定し、緑地は出来る限りまとまりを持った配置とするよう」土地区画整理予定事業者及び進出企業に対して理解と協力を求めてまいります。</p> <p>また、ご意見をいただきました「ビオトープ整備モデル」の作成につきましても検討してまいります。</p>

表 17.1-1(3) 環境の保全の見地からの意見についての事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
3	<p>私は、この都市計画事業に反対です。 計画の中止または抜本的な見直しを求めます。 主な理由は、次の通りです。</p> <p>1. ここ数年で、自然環境に対する社会の認識は大きく変わってきました。事業計画も時代の変化に合わせて、環境保護、生態系保護に重きを置いて見直しをするべきだと思います。地球環境は、人間だけのものではありません。地球上の生き物は、目に見えない関係性があり、その微妙なバランスの上に成り立っています。</p> <p>人間の都合ばかりを優先した環境破壊は、もういい加減に止めましょう。公共に奉仕するという仕事をしている役所の方々には、経済性ではなく、地域住民の生活環境を守ることを優先する姿勢を示してほしいです。</p> <p>2. 計画地は、越辺川沿いに田んぼが広がる地域です。田んぼなので地盤も緩く、開発者もそれを考慮して軟弱地盤に対する工法を採用して計画しています。そこまでして、なぜそのような軟弱地盤の場所に、わざわざ大型建造物を建てようとするのか理解に苦しみます。建ててしまってから問題が起こる可能性も高いと思います。</p> <p>そんなリスクは事業者も負いたくないと思いますし、問題が起きた場合は、それを許可し進めた坂戸市も責任を問われると思います。</p> <p>リスクの高い場所で敢えて事業を行う必要はありません。</p>	<p>本事業は、営農を継続することが困難とする地権者の総意に基づき、民間による土地区画整理事業が検討されているものであり、本市においても人口減少社会における持続可能なまちづくりに向けた重要な取組であるとして「坂戸市都市計画マスタープラン」において「開発推進地区」に位置付け、推進しております。</p> <p>計画地における環境保全対策については、周辺地域を含めた良好な自然環境の保全と土地区画整理事業実施の一体的推進を実現するため、地権者協議会、事業者、環境保護団体、学識者等と十分に意見交換をしており、今後も検討を重ねながら、環境負荷の回避・低減・代償に努めます。</p> <p>また、計画地は水田として利用される地域であり、地盤が軟弱な場が分布するため、工事の際には盛土表面を十分に締固めるほか、盛土に伴う圧密沈下量や変形を観測する等、地盤沈下に対して適切に対応してまいります。</p>
	<p>3. 白鳥飛来地に隣接している場所に、巨大建設物を建てることは大問題です。事業者は「十分配慮する」と言っていますが、本気で配慮するならばこの計画を止めることが最善です。</p> <p>野生動物は、人間の考えが及ばないところで非常に敏感に環境の変化を感じ取ります。これまで目指してきた目的地のすぐそばに、大きな建物ができ、大型のトラックが行き交うようになれば、寝ぐらを追われたと感じ、寄り付かなくなることは十分に想定できます。</p> <p>この地域の自然の豊かさを表す存在である白鳥の渡来を、人間が妨げることは避けるべきです。</p>	<p>本事業は引き続き環境保護団体、学識者等からの助言を得ながら、施設の存在に伴う影響の低減・代償に努めていきます。</p> <p>具体的には、越辺川周辺の良好な生物の生育、生育基盤に配慮し、計画地北側に調整池や公園を配置することで緩衝機能を持たせるほか、調整池には常時水面を確保し、水生動植物の生息環境整備を進めます。</p>

表 17.1-1(4) 環境の保全の見地からの意見についての事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
	<p>4. 盛土の搬入量が大量であり、地域外からの土による、生物多様性の崩壊を招く可能性がある。</p> <p>盛土は土砂災害を招く可能性も高く、規制が厳しくなっていますが、災害の心配だけでなく、外部からの土を搬入することで、そこに含まれる生き物の構成が変わってしまったり、地域外からの外来生物による生態系への影響も心配されます。</p> <p>そのようなリスクを冒してまで、この事業が地域に必要なとは思えません。</p>	<p>造成工事に伴う盛土箇所には速やかに転圧をするとともに、必要に応じて仮土堤あるいは板柵等を設置し、土砂の流出防止に努めます。</p> <p>特定外来生物については、発生の把握に努めるとともに、関係機関と連携し駆除活動に取り組みます。</p>
3	<p>5. 埼玉県生態系保護協会の監修を受けて、公園やビオトープを備えた開発を行うということですが、そのような「環境を重視しています」というポーズではなく、真に環境を考えて「計画を撤回する」という英断をして欲しいです。</p> <p>既に時代は開発型から環境重視型に変わっています。</p> <p>時代遅れの開発型事業を進めるのではなく、これからの未来を見据えた都市計画を行ってください。</p> <p>6. これから日本は食料自給率を上げていく必要に迫られると思います。今は米の需要が減っていると言われ、田んぼで営農する人も減っていますが、いずれは、食料安全保障のために自給率を上げ、米の生産量も増やす必要が出てくると思います。</p> <p>従って、今ある田んぼは残すべきです。田んぼを潰して建物を建ててしまったら、そこを田んぼに戻すことは不可能だと思います。</p> <p>それであれば、田んぼのまま活かせる方法を探るべきです。</p>	<p>本事業は、営農を継続することが困難とする地権者の総意に基づき、民間による土地区画整理事業が検討されているものであり、本市においても人口減少社会における持続可能なまちづくりに向けた重要な取組であるとして「坂戸市都市計画マスタープラン」において「開発推進地区」に位置付け、推進しております。</p> <p>本事業の環境保全措置の検討に際しては、計画当初段階から「自然共生地域づくり」のコンセプトに基づき、学識者や環境保護団体、地元住民団体等との協議を重ねております。</p> <p>坂戸市内の農地においては、引き続き地権者や耕作者の理解のもと、集団農地における農業振興地域への指定、ほ場整備の実施等、農業振興施策を実施しておりますので、御理解をいただきたいと存じます。</p>
	<p>7. 坂戸市は平成 20 年 10 月に「坂戸市圏央道インターチェンジ周辺地域の乱開発抑止基本方針」を打ち立てています。</p> <p>今回の計画は、まさにこの周辺地域の開発です。(坂戸 IC から概ね 5km の範囲を基本に適用する。)この方針では、「農振農用地区域は、資材置場等、産業廃棄物場・処理施設、駐車場の立地を抑制する。」と明記されています。今回の計画では、計画地にどのような企業が来るか分かりません。</p> <p>上記に分類されるような企業が手をあげた場合、坂戸市はどのように対処するつもりでしょうか？まずは、この基本方針に立ち返り、乱開発をストップすることが重要だと思います。</p> <p>主な反対理由は以上です。</p> <p>勘案くださるよう、よろしく願いいたします。</p>	<p>「坂戸市圏央道インターチェンジ周辺地域の乱開発抑止基本方針」は、資材置場や残土置場などの無計画な土地利用を規制し、地域の景観や環境を保全するために作成したものです。</p> <p>当該地区は、土地区画整理事業により秩序ある産業基盤が整備されるものであり、また、地区計画(条例化)により、産業廃棄物処理施設等の建物用途の規制や緩衝緑地の確保など、周辺環境と調和した土地活用が図られるものと考えております。</p>

表 17.1-1(5) 環境の保全の見地からの意見についての事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
	<p>1,準備書第6章 調査計画書についての知事の意見 1-(1)土地利用計画に「・・・特に生態系の保全に配慮すること」とあります。準備書第10章 10.8 動物の P382～384 に記載されている調査結果の調査期間は短く、この地域のコハクチョウや猛禽類の自然の実態が、十分に表記されていません。当会の調査記録を都市計画課にお渡ししたので、ご検討の上、生態系の保全に十分配慮した計画の作成をお願いいたします。</p>	<p>現在、詳細な設計については、土地区画整理予定事業者を含め検討を進めており、本調査結果を参考とさせていただき、可能な限り事業計画に反映してまいります。</p>
4	<p>2,P419「・・・計画地周辺地域の農耕地等を広く利用していることから、これらの地域を引き続き利用するものと予測する」とあります。この地域の開発計画が、実行された後の生態系の保全は、周辺地域の農業が継続され、自然環境が維持されることが不可欠です。島田～紺屋までの坂戸市東部の田園地帯は入間流域緊急治水対策プロジェクトの河畔林伐採、河道掘削などの治水工事が続いており、調整池や遊水地の計画もあります。環境が変化しつつあります。坂戸市としては島田～紺屋までの田園地帯を今後どのようにしていく計画なのか、長期的なビジョンをお示しください。</p>	<p>本市では「第2次坂戸市農業振興ビジョン（令和5年度～令和14年度）」を策定し、「良好な生産基盤の確保と農地の有効活用」を基本方針の一つとしており、認定農業者など、意欲ある担い手への農地の集積・集約や土地利用の高度化と生産コストの低減に向け、ほ場の大区画化などの農業基盤整備等を推進することとしています。</p> <p>各地域の具体的なビジョンについては、現在、地域の農業者の皆様と協議しながら「地域計画」の策定を進めていく予定です。</p>
	<p>3,準備書にある大きな調整池は、面積が大きく、水辺・湿地環境の創出を目指しています。そのため、維持管理は大変難しく、長期的に費用が必要になると思われます。市民のボランティア活動で維持できるレベルではないと思われます。坂戸市の負担とならないよう計画段階から、財源、管理組織、具体的な維持方法を検討しておく必要があると思います。財源、管理組織、具体的な維持方法について、お示しください。</p>	<p>調整池や公園については、本事業で整備し、市に帰属される予定であり、進出企業等を含め維持管理手法等を検討してまいります。</p>

表 17.1-1(6) 環境の保全の見地からの意見についての事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
5	<p>坂戸市の HP でも【コハクチョウは自然の生物です。静かにあたたかく見守ってくださるようお願いいたします。】と書いてあるにもかかわらず、坂戸市自らその場所を壊し、自然の生物をあたたかく見守るところか、その命を危険に晒す工業団地を作るとは信じられません。一旦始まってしまえば取り返しのつかない、とても大切な事を広く市民に告知せず、こっそり HP や広報のみで告知(殆どの人の目に触れることがない)というやり方にも憤ります。周りでも知らない方が大半です。本当なら今からでも考え直して中止にして欲しいです。せめて水場をもっと広く確保することと、工業団地の電線にはコハクチョウにも見つけやすい目印を付け、水場を目指して一直線に飛んで来た時、電線に引っかかり骨折するリスクだけでもせめて避ける努力を企業に絶対させて下さい。(←このことは専門家が危惧していることであって、勉強不足の企業が、今までそういう事がなかったから大丈夫とか、そういう問題ではありません。もし何の対策もせず全国的にも知られつつある貴重なコハクチョウの飛来地で白鳥の事故が起きた場合、その事が全国区のニュースにでもなれば、坂戸市への批判は避けられないと思います。)</p>	<p>本事業における環境影響評価手続きの周知方法については、広く一般の皆様にお知らせできるよう埼玉県環境影響評価条例に則り行っております。</p> <p>計画地北側の調整池については、環境保護団体、学識者等から助言を頂きながら、コハクチョウの飛び立ちや周辺利用者による人為圧を考慮し、一定の規模を確保できるよう検討を重ねております。また、地区内の送電線への接触リスクについては、関係する電力事業者と協議を行ってまいります。</p>
	<p>かなり盛り土をするそうですが、除染に使われた放射性廃棄物を含む土等、汚染された土での盛り土は絶対にやめて下さい。</p> <p>自然破壊、鳥達の命だけでなく、周辺の水や環境汚染、周辺に住む人の健康まで害すことになるので絶対に避けて下さい。</p> <p>どうぞよろしく願いいたします。</p>	<p>本事業に伴い搬入する土壌については、搬入元で土壌汚染調査結果を提示いただくとともに、再度施工者側で土壌汚染調査を行い、安全を確認した上で搬入します。</p> <p>また、区域内における搬入土の位置についても記録する等、管理を徹底してまいります。</p>
	<p>最後に、市長の石川様へ</p> <p>工場ばかり誘致しても坂戸は衰退するばかりです。これからは小川町の様に地域全体で有機野菜を育てて特産品にしたり、坂戸市内だけでも自給率を上げる等自然を大切にす市町村、それを売りにする市町村が伸びる時代だと思います。坂戸は時代を逆行しています。</p> <p>貴重な自然を一度壊してしまえば、簡単に元通りにすることが出来ません。</p> <p>是非ご検討頂けますようお願い申し上げます。</p> <p>意見ですので回答は結構です。</p>	<p>各自治体において、持続可能なまちづくりに向けた様々な取組が進められていることは認識しておりますが、本事業は、営農を継続することが困難とする地権者の総意に基づき、民間による土地区画整理事業が検討されているものであり、本市においても人口減少社会における持続可能なまちづくりに向けた重要な取組であるとして「坂戸市都市計画マスタープラン」において「開発推進地区」に位置付け、推進しております。</p> <p>また、本事業では隣接する河川環境との調和を図りながら多自然型の調整池や公園を整備するなど、環境配慮に努めてまいりますので、御理解をいただきたいと存じます。</p>

17.2 知事の意見と事業者の見解

第 16 章に示された知事の意見と事業者の見解は、表 17.2-1(1)～(4)に示すとおりである。

表 17.2-1(1) 知事の意見と事業者の見解

項目	意見	事業者の見解
全般事項	<p>(1) 建設機械の稼働については、計画地の敷地境界付近に存在する住居について考慮する必要があることから、建設機械の集中した稼働等により、騒音・振動の値が基準値を超える調査地点が生じないよう計画的な作業・運行を行うこと。</p>	<p>建設機械の稼働に騒音、振動の予測、評価結果は、敷地境界及び周辺民家において、整合を図るべき基準等である「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」や「騒音に係る環境基準に」等を満足するものと評価されました。</p> <p>工事にあたっては、計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避けるなど、騒音・振動の値が基準値を超えることのないよう、施工管理を徹底してまいります。</p>
	<p>(2) 計画地内の大部分が盛土造成されることに伴い、動植物の生息・生態系への影響が懸念されることから、公園整備の際には、単に緑地を創生するのではなく、生物多様性を考慮し、ネイチャーポジティブの実現のため、関係機関・地元団体と協議し、可能な限り、この地域本来の耕作地環境を創出できるよう検討すること。</p>	<p>公園整備をはじめ、本事業における環境保全措置については、環境保護団体、学識者及び行政関連セクションによる連携のもと、検討がなされております。公園整備については、湿性緑地ゾーンの整備の他、乾性高茎草地、乾性低茎草地を配置し、耕作地環境の創出を図る計画です。</p> <p>また、公園は計画地北側に配置し、越辺川沿いの河畔林や河川敷、堤防等との関連性、一体性に配慮していく計画です。</p>
	<p>(3) 計画地内に設置する調整池は、防災面に加え、水辺・湿地環境の創出や水辺利用にも配慮する必要があることから、計画地北側に設置する多自然型の調整池については、多様な水辺水生植物が定着できる護岸形状及び法面勾配となるよう検討すること。</p>	<p>調整池の斜面については、法面保護工に用いられる種子散布工とし、在来種であるチガヤ等の種子吹付を行います。南側法面については、セイタカアワダチソウ、オオブタクサなどの外来種が繁茂しないよう勾配を調整して、法面の面積を極力減らす計画です。</p> <p>また、水際については護岸形状に変化を持たせるとともに水深に変化をつけ、湿性、抽水性、浮葉性等、様々な水生植物が生育できる環境を整備していきます。</p>
	<p>(4) 計画地北側に設置する多自然型の調整池については、水の循環・堆積物の蓄積等の課題があることから、水辺・湿地環境の創出という調整池の二次的機能を維持できるよう、関係機関と協力し、継続的に管理を行うこと。</p> <p>なお、当該調整池の管理に当たっては、計画地周辺に存在する既存ビオトープ等での管理手法等を参考にすることに加え、ナガエツルノゲイトウ等の特定外来生物に対する必要な対策を講じること。</p>	<p>計画地北側の多自然型調整池については、土砂の堆積やヨシの繁茂等を防止するために、必要に応じて部分的に浚渫やヨシの刈込や等を行うこととなります。</p> <p>今後、適切な維持・管理ができるよう、体制を構築してまいります。</p> <p>また、特定外来生物であるナガエツルノゲイトウ等の侵入繁茂を防ぐために、計画地内上下流端の水路部分において、侵入抑止柵設置等の必要な対策を講じていきます。</p>

表 17.2-1(2) 知事の意見と事業者の見解

項目	意見	事業者の見解
全 般 事 項	<p>(5) 進出企業による大規模建築物の立地に伴い、計画地及び計画地に隣接する河畔林などを利用する鳥類の建物への衝突が懸念されることから、進出企業に対して、必要な衝突防止対策を講じるよう働きかけること。</p>	<p>計画地の北側に整備する多自然型の調整池はハクチョウ類の助走距離を確保するなど、水鳥の生息に配慮した整備を行う計画です。</p> <p>各進出企業については、北側調整池側の企業用地内に幅 15mの緩衝緑地帯を設ける計画ですが、高木を取り入れた植栽を施すよう働きかけ、鳥類の建物への衝突防止に努めてまいります。</p> <p>「第 10 章 10.8 動物 10.8.3 評価」に環境保全措置として追記しました。</p>
	<p>(6) 計画地は平坦な地形であり、進出企業の建築物による圧迫感について配慮する必要があることから、進出企業に対して、圧迫感が軽減されるような建築計画や緑化計画を検討するよう働きかけること。</p>	<p>進出企業は、圧迫感軽減の観点から、「地区計画」に基づく壁面位置を遵守するとともに、企業用地内の住居地域側に接する部分に幅 20mの緩衝緑地帯を配置する計画です。</p> <p>さらに、各企業に対して圧迫感が軽減に配慮した建築計画や緑化計画を検討するよう働きかけてまいります。</p> <p>「第 10 章 10.11 景観 10.11.3 評価」に環境保全措置として追記しました。</p>
	<p>(7) 温室効果ガス排出量については、国の排出削減目標(NDC)や、県、坂戸市の地球温暖化対策実行計画、カーボンニュートラル宣言等との整合が図られるよう、温室効果ガスの排出が抑制されるよう造成事業を行い、また進出企業に対しても再生可能エネルギーの導入やグリーン電力購入を義務付けるなど、より強く働きかけること。</p>	<p>工事中における建設機については、低燃費型建設機械や省エネ機構搭載型建設機械の使用に努めるなど、カーボンニュートラルに向けた取り組みに努めてまいります。</p> <p>また、進出企業に関しては、温室効果ガス排出量抑制の観点から、再生可能エネルギーの導入やグリーン電力購入等を働きかけてまいります。</p> <p>「第 10 章 10.15 温室効果ガス等 10.15.2 評価」に進出企業に対する環境保全措置として追記しました。</p>
水 質	<p>造成等の工事の実施に当たり、計画地周辺の動植物の生息・生態系への影響がないよう、雨水排水の放流先に対する十分な対策を実施すること。</p>	<p>工事中の濁水の流出防止のために、防災工事を先行して行います。さらに、仮沈砂池における土粒子の除去、必要に応じて pH 調整、速やかな転圧、現場でのコンクリート打設の抑制など、必要な措置を講じてまいります。</p> <p>また、計画地内の既存水路は工事区間上流から下流側に一時的に水路の切り回しを行い、水の無い状態で工事を実施し、下流区域における濁水の流入が生じない施工方法とします。</p> <p>以上により、計画地周辺の動植物の生息、生息環境及び生態系へ影響が生じないよう環境保全措置を徹底してまいります。</p>

表 17.2-1(3) 知事の意見と事業者の見解

項目	意見	事業者の見解
動物	<p>(1) 計画地内の大部分が盛土造成されることに伴い、移動能力のある動物については、計画地周辺の同様な環境への逃避、移動が想定される。</p> <p>計画地内では、アライグマ等の特定外来生物も確認されていることから、計画地周辺住居の住民に対して丁寧な説明を行うなど、被害防止に向けて対応すること。</p>	<p>工事説明会等を通じて、計画地周辺の住民の方に対して、アライグマ等の害獣の被害が生じないように丁寧な説明等を行ってまいります。</p>
	<p>(2) 鳥類における夜間の生息状況等について、調査結果がある場合は、評価書に追加すること。</p>	<p>「第10章 10.8 動物 10.8.1 調査」に夜間調査の記述を追加しました。</p>
生態系	<p>生態系 計画地に整備する緩衝緑地帯及び公園の植栽においては、遺伝的多様性保全のために植栽木の系統について配慮する必要があることから、可能な限り、地域性種苗を活用すること。</p>	<p>植栽樹種に用いる樹木は、可能な限り関東産の種苗や樹木を使用に努めます。</p> <p>「第11章 環境保全のための措置 11.2 低減措置及び代償措置の実施計画」に追記しました。</p>
景観	<p>進出企業による大規模建築物の立地が想定され、計画地の敷地境界付近には住宅があることから、進出企業に対して、建築物の形状・大きさや配置について配慮するよう指導し、加えて色彩・緑化など周囲への影響緩和措置を講じるよう働きかけること。</p>	<p>本事業においては、住居側に位置する企業用地の敷地境界沿には幅 20mの緩衝緑地帯の配置を定める他、進出企業に対しては周囲の環境と調和する色彩を採用するなど、景観への影響緩和に努めるよう指導を行う計画です。</p> <p>さらに、各企業に対して建物の形状、大きさ、配置及び緑化については、極力、周辺地域からの景観への影響緩和に努めるよう働きかけを行ってまいります。</p> <p>「第10章 10.11 景観 10.11.3 評価」に追記しました。</p>
廃棄物	<p>廃棄物事業に伴い生じる廃棄物の推計について、最新データの使用や、実際に想定される事業形態を前提とすることで、その予測評価結果の精度の向上を図ること。</p>	<p>本事業は道路、公園、企業用地等を造成する土地区画整理事業であり、企業誘致に関しては評価書以降行うこととなります。そのため、供用後の進出企業の稼働に伴う影響については「地区計画」に定める立地可能な業種から、環境影響が最大となるよう原単位の設定等を行い、予測、評価を行っております。</p> <p>したがって、進出企業に対しては、今後、各種関係法規等に基づき、廃棄物の抑制や適正処理に関して、指導してまいります。</p>
温室効果ガス等	<p>予測結果について、現在の坂戸市の産業部門からの排出量より多いものとなっている。図書に掲載されている原単位について、実際に想定される事業形態を前提とすることで、その予測評価結果の精度の向上を図ること。</p>	<p>上述のとおり、評価書段階においては、具体的な企業は決定していないことから、供用後の進出企業の稼働に伴う影響については「地区計画」に定める立地可能な業種から、環境影響が最大となるよう原単位の設定等を行い、予測、評価を行っております。</p> <p>したがって、各進出企業に対しては、今後、各種規制や温暖化に対する計画等に基づき、適正にカーボンニュートラルに向けた取り組みがなされるよう指導してまいります。</p>

表 17.2-1(4) 知事の意見と事業者の見解

項目	意見	事業者の見解
史跡・文化財	<p>計画地に隣接する木曾免遺跡については、計画地内にまで遺跡が存在する可能性があり、その存在が想定される範囲が造成工事における切土部分と重なることから、埋蔵文化財が確認された場合は、市教育委員会に確認し、記録保存などの対応を行うこと。</p> <p>また、試掘調査結果について、関係資料として評価書に記載すること。</p>	<p>平成 31 年 3 月に実施した試掘調査の結果、埋蔵文化財は確認されておりません。</p> <p>工事中に埋蔵文化財が発見された場合は、「文化財保護法」等に基づき、関係機関と協議の上、適正に対応します。</p> <p>試掘調査結果については、「第 8 章 8.1.3 項目選定の理由及び根拠」に追記しました。</p>
事後調査	<p>(1) 騒音・低周波音</p> <p>施設の稼働に伴う騒音において、計画地西側住居地では、基準超過の状況になると予測されている。</p> <p>現在想定している環境保全対策が十分な内容となっているかについて、事後調査によって把握し、対策が不十分な場合には、進出企業に対して追加の環境保全対策を講じるよう働きかけること。</p>	<p>施設の稼働に伴う騒音について、事後調査の項目として追加します。</p> <p>また、規制基準超過など、著しい影響がみられた場合は進出企業に対して追加の環境保全対策を講じるよう働きかけてまいります。</p> <p>事後調査の内容を「第 13 章 13.2 調査方法等」に追記しました。</p>
	<p>(2) 動物</p> <p>猛禽類の営巣・繁殖状況については、工事期間中の調査を実施し、計画地に隣接する河畔林などで猛禽類の営巣があった場合には、工事内容・工程について関係機関・地元団体と協議し、必要な環境保全措置を講じること。</p> <p>また、鳥類における夜間の生息状況等について、事後調査によって把握し、結果に応じて必要な環境保全措置を追加すること。</p>	<p>工事期間中に周辺地域において猛禽類の営巣が確認された場合は、「埼玉県オオタカ等保護指針(平成 11 年 3 月)」に準拠するとともに、関係機関、地元団体及び専門家へご意見等を伺いながら、対応を進めてまいります。</p> <p>また、鳥類における夜間の生息状況等について、事後調査に追加し、必要に応じて環境保全措置の追加を検討いたします。</p> <p>事後調査の内容を「第 13 章 13.2 調査方法等」に追記しました。</p>
	<p>(3) 植物</p> <p>計画地内の耕作地環境が消失するため、保全すべき植物の代償措置について、専門家等からの助言を受けながら、関係機関と協力し、継続的な管理を行うこと。</p> <p>また、事後調査において代償措置の効果を確認し、その結果に応じて必要な環境保全措置を講じること。</p>	<p>移植については、専門家等からの助言を受けるとともに、今後、適切な維持・管理ができるよう体制を構築してまいります。</p> <p>また、事後調査の結果を受け、必要に応じて環境保全措置の追加を検討いたします。</p>

